

○船橋市子育て支援センター条例

平成 12 年 9 月 29 日

条例第 43 号

船橋市子育て支援センター条例

(趣旨)

第 1 条 [この条例](#)は、乳幼児の保護者に対し子育て支援を行うため、子育て支援センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第 2 条 市は、子育て支援センターを設置する。

2 子育て支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
船橋市南本町子育て支援センター	船橋市南本町 10 番 1 号
船橋市高根台子育て支援センター	船橋市高根台 2 丁目 1 番 1 号

(平 14 条例 33・平 19 条例 16・一部改正)

(業務)

第 3 条 船橋市子育て支援センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 子育てに関する相談に応じ、指導を行うこと。
- (2) 子育てに関する情報及び学習の機会を提供すること。
- (3) 地域の子育て活動に対し育成及び支援を行うこと。
- (4) その他子育てに関し市長が必要があると認める業務

(使用の要件)

第 4 条 センターを使用することができる者は、市内に居住する乳幼児及びその保護者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第 5 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、センターの管理運営上支障があると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

(使用許可の取消し)

第 6 条 市長は、[前条](#)の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) [第 4 条](#)に規定する使用の要件を欠いたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、使用の許可を受けたとき。
- (3) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

(損害賠償)

第 7 条 使用者は、センターの施設等を損傷したときは、市長の定めるところにより、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 8 条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

[この条例](#)は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 30 日条例第 33 号)

この条例は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日条例第 16 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。